事例No.	1944
公表年度	R4
団体の属性	都道府県
団体名	熊本県

事例区分	公営企業

タグ	・駐車場整備事業 ・（行政改革）業務の効率化 ・公共施設活用

事例種類	指定管理

事例内容・タイトル

県営有料駐車場における指定管理者制度の導入

出典

公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

【熊本県】
県営有料駐車場における指定管理者制度の導入

指定管理 **駐車場整備事業**

熊本県企業局総務経営課

● 取組の概要

駐車場事業について、民間のノウハウを活用し、更なる利便性や収益の向上を図るため、指定管理者制度を導入した。

◆総事業費　全体事業費75,214千円の内数

◆背景

- 県営の駐車場事業について、駐車場が立地する中心市街地への来訪者の減少や、コインパーキングの増加などにより、利用台数は長期的に減少傾向にあった。県では、事業を継続するため、広報の強化やサービスの向上等に取り組み、経営状況の改善に努めていた。
- 一方、県内では、駐車場経営を専門とする企業が成長を始めており、民間のノウハウを活用した更なるサービスの向上が期待されたため、指定管理者制度を導入することとした。

◆具体的内容

- 指定管理者が駐車場を運営し、施設及び設備の維持管理を行う。
- 駐車場の利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用し、県は指定管理者からの納付金により収入を得ることとした。

◆効果

- 利用状況に応じた柔軟な料金設定や事前精算機の導入などにより、利便性が向上し、利用台数が増加した（約28,000台/年）。
- 県は維持管理費用の負担（約35,666千円/年）を削減するとともに、納付金収入（約117,520千円/年）を得ることで、より安定した経営状況を維持することができた。

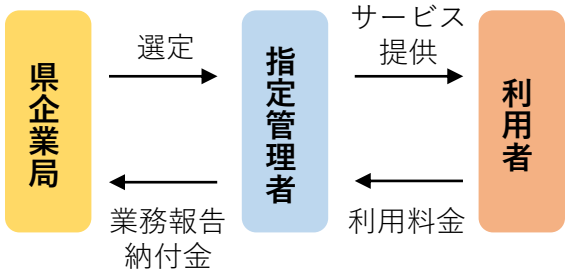
● 取組のポイント

- 指定管理者制度導入後も県がこれまでと同等の利益を確保できるよう、指定管理者からの納付金に一定の基準額を設けることにより、経営状況を安定させることができた。
- 指定管理者が設備の更新のコストを回収しやすいように、指定期間を最長の5年間とした。
- 利用料金制を採用することで、指定管理者の経営努力が収入に直結し、インセンティブを向上させることができた。
- サービス向上のため、巡業員への接遇教育を徹底するとともに、地震等の緊急時に備えた訓練を実施している。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　1,717,983人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積　7,409km²（令和4年1月1日時点）
- 収容台数　335台（令和3年度決算）

指定管理者制度による運営イメージ



● 取組のスケジュール

- 平成25年度に検討を開始し、平成27年2月に指定管理者の指定。
- 平成28年4月から指定管理者による運営を開始し、令和3年度から2期目の運営を行っている。

● 今後の展望

- 今後も納付金による安定的な利益が見込まれるため、県政への貢献（一般会計への繰出）や地域貢献の取組を継続していく。
- 保全計画に基づき、老朽化が進む建物や設備の適切な維持管理やその財源の確保を行っていく。